

島根県報

号外第三九号
平成十五年三月二十八日
(金曜日)

訓令
目次

合同庁舎等運営管理規程の一部改正

(管財課)

訓令

島根県訓令第十五号

本府
地方機関

合同庁舎等運営管理規程(昭和三十一年島根県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

受訓先を「本府
地方機関」に改める。

第二条第三項中「(昭和五十九年島根県規則第五号)」を「(平成十五年島根県規則第三十号)」に改める。

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。

附則

平成15年3月28日

島根県報

号外第39号 (2)

平成十五年三月二十八日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月
金一千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行